

鳥取市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号以下「法」という。）の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出、建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 適合性判定の手続き等

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成27年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 適合性判定を行う建築物が省令の施行の際に現に存するものであっては、当該建築物が平成29年4月1日に現に存することを証する図書又はその写し
- (2) 手数料額計算書（様式第1号）

(軽微な変更)

第3条 省令第3条に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）があった場合は、建築基準法第7条第1項に規定する完了検査の申請及び、同法第18条第16項に規定する通知時に軽微な変更説明書（様式第2号）を添付することとする。

2 軽微な変更のうち、省令第11条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付が必要なものは、再計算によって基準適合が明らかな変更で、次に定める計画の根本的な変更を除くものとする。

- (1) 建築基準法上の用途の変更
- (2) モデル建物法を用いる場合に選択した建物用途の変更
- (3) 評価方法の変更

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第4条 前条第2項に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に関する書類は、軽微変更該当証明申請書（様式第3号）の正本及び副本に変更に関する図書を添えたものとする。

2 所管行政庁は、前項により申請があった建築物エネルギー消費性能確保計画について、審査の結果、軽微な変更該当する場合は、軽微変更該当証明書（様式第4号）を交付することとする。

(特定建築物に係る基準適合命令等)

第5条 法第14条第1項に規定する適合命令を行う場合は、是正命令書（様式第5号）により行う。又、第2項に規定する適合要請を行う場合は、是正要請書（様式第6号）により行う。

第3章 届出の手続き等

(所管行政庁が必要と認める図書)

第6条 省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 届出を行う建築物が省令の施行の際に現に存するものにあっては、当該建築物が平成29年4月1日に現に存することを証する図書又はその写し
- (2) 設計内容説明書
- (3) 各種計算書
- (4) 付近見取図
- (5) 配置図
- (6) 仕様書（仕上表を含む）
- (7) 床面積求積図

(8) 用途別床面積表

(9) 立面図（開放性が確認できるもの）

(10) 品確法第5条第1項の規定する住宅性能評価書の写し又は型式住宅部分等製造者認定証の写し（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4（申請に係る建築物が法の施行の際に現に存する場合に限る。）又は等級5であるものに限る。）

(11) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）

（所管行政庁が不要と認める図書）

第7条 省令第12条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前条第10号、第11号に掲げる図書を添付した場合にあっては、前条第2号、第3号及び第6号に掲げる図書とする。

（届出建築物に係る基準適合指示等）

第8条 法第19条第2項に規定する指示を行う場合は、指示書（様式第7号）により行う。又、法20条第3項に規定する国等に対して協議を行う場合は、協議書（様式第8号）により行う。

第4章 認定の手続き等

（実施機関の技術的審査）

第9条 認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物のエネルギー消費性能が、認定基準に適合していることについて、住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）にあっては、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関、住宅以外の用に供する建築物又はそれぞれの部分を有する建築物にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下これらを「実施機関」という。）の審査（以下「技術的審査」という。）を受けることができる。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第10条 省令第23条第1項及び第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第30条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請を行う場合

ア 認定基準のうち、誘導基準について、前条の規定により実施機関の技術的審査を受けた場合にあっては、実施機関が発行する誘導基準に適合していることを証する書類（前条各号のすべての技術的審査を受けたものに限る。）

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあっては、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の（い）項に掲げる事項のうち、5-1断熱性能等級にあっては等級4、5-2一次エネルギー消費量等級にあっては等級4（申請に係る建築物が法の施行の際に現に存する場合に限る。）又は等級5と表示された同法第6条第1項の規定による設計住宅性能評価書の写し

(2) 法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定の申請を行う場合

ア 認定基準のうち、消費性能基準について前条の規定により実施機関の技術的審査を受けた場合にあっては、技術的審査適合証

イ 法第30条第1項の規定により所管行政庁が発行する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書の交付を受けた場合にあつては、当該認定通知書の写し及び検査済証の写し

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定により所管行政庁が発行する低炭素建築物新築等計画の認定通知書の交付を受けた場合にあつては、当該認定通知書の写し及び検査済証の写し

エ 品確法第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、日本住宅性能表示基準別表1の（い）項に掲げる事項のうち、5-1断熱性能等級にあつては等級4、5-2一次エネルギー消費量等級にあつては等級3（申請に係る建築物が法の施行の際に現に存する場合に限る。）、等級4又は等級5と表示された同法第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の写し

（所管行政庁が不要と認める図書）

第11条 省令第23条第3項又は第30条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前条第1項第1号、第2項第1号又は第2号に掲げる図書を添付した場合にあつては、省令第23条第1項の表に掲げる図書のうち、各部詳細図、各種計算書及び（ろ）項（当該建築物に住戸が含まれる場合にあつては（は）項）に掲げる図書をいう。

（認定しない旨の通知）

第12条 所管行政庁は、計画認定の申請に係る計画又は性能認定の申請に係る性能が認定基準に適合しない場合は、認定基準に適合しない旨の理由を記した、不認定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、変更認定（法第31条第1項に規定するものをいう。）しない旨の通知について準用する。

（報告の徴収）

第13条 計画認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、申請に係る建築物の建築等の工事を完了したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書（様式第10号）により、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を所管行政庁に報告しなければならない。

（改善命令）

第14条 法第33条の改善命令は、所管行政庁が必要と認めるときに、改善命令書により行うこととする。

（認定の取消）

第15条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画の新築等を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第11号）により所管行政庁に申し出なければならない。

2 法第34条、第37条又は前項の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第12号）により行うこととする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

手数料額計算書（新築）

(日本工業規格A列4番)

様式第 1 号（第 2 条関係）

手数料額計算書（新築）

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第 1 項による申請、第13条第 2 項による通知)

1 申請対象建築物の床面積一覧

全体	m ²
非住宅部分（工場等以外）	m ²
非住宅部分（工場等）	m ²
住宅部分	m ²
適用除外部分（開放性のある部分等）	m ²

2 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入してください。）		☐ モデル建物法による計算	☐ 標準入力法による計算
☐ ア 非住宅部分（工場等以外）のみの建築物		円	円
☐ イ 非住宅部分（工場等）のみの建築物		円	円
☐ ウ 複数の用途のある建築物	(A) 非住宅部分（工場等以外）	① 円	①’ 円
	(B) 非住宅部分（工場等）	② 円	②’ 円
	(A) + (B) 合計	① + ② 円	①’ + ②’ 円

適合性判定申請に係る手数料の額 合計 円

(注意)

1 「申請対象建築物の床面積一覧」は建築確認申請第4面の「2 用途」により記入すること。

2 「モデル建物法」とは、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める計算方法をいう。

3 「工場等」は、建築基準法に定める以下の用途を指す。
工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

4 「住宅部分」は、建築基準法に定める以下の用途を指す。
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿

5 ウ 複数の用途のある建築物の場合
住宅部分と非住宅部分の共用部分の用途の判断は、居住者以外の利用する部分が多い場合は、非住宅部分の面積として算定する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

手数料額計算書（増改築）

（日本工業規格A列4番）

手数料額計算書（増改築）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項による申請、第13条第2項による通知）

1 申請対象建築物の床面積一覧

	既存部分の 床面積	増改築部分の 床面積	計
全体	m ²	m ²	m ²
非住宅部分（工場等以外）	m ²	m ²	m ²
非住宅部分（工場等）	m ²	m ²	m ²
住宅部分	m ²	m ²	m ²
適用除外部分（開放性のある部分等）	m ²	m ²	m ²

既存部分の検査済証交付日 年 月 日

2 計算時の既存部分のBEI（申請の該当する□にレを記入してください。）

- ☐ 既存部分のBEI値にデフォルト値1.2を採用
☐ 既存部分のBEI値に計算で前回の当該建築物の建築物省エネ法の適合判定のBEI値を採用
☐ 全体を精査し、既存部分も含め算定

3 手数料額の計算（申請の該当する□にレを記入してください。）

申請の種類			☐ モデル建物法 による計算	☐ 標準入力法 による計算
☐ ア 非住宅部分（工場等以外）のみの建築物	計算対象床面積	m ²	円	円
☐ イ 非住宅部分（工場等）のみの建築物	計算対象床面積	m ²	円	円
☐ ウ 複数の用途のある建築物	(A) 非住宅部分（工場等以外）の計算対象床面積	m ²	① 円	①' 円
	(B) 非住宅部分（工場等）の計算対象床面積	m ²	② 円	②' 円

	(A) + (B)		① + ②	①' + ②'
	計算対象床面積の合計	m ²	円	円

適合性判定申請に係る手数料の額 合計 円

(注意)

- 「申請対象建築物の床面積一覧」は建築確認申請第4面の「2 用途」により記入すること。
- 「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第1号ロに定める計算方法をいう。
- 「工場等」は、建築基準法に定める以下の用途を指す。
工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場またはと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- 「住宅部分」は、建築基準法に定める以下の用途を指す。
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿
- ウ 複数の用途のある建築物の場合
住宅部分と非住宅部分の共用部分の用途の判断は、居住者以外の利用する部分が多い場合は、非住宅部分の面積として算定する。
- 増改築の省エネ計算において既存部BEI値を1.2、または、前回適合性判定のBEI値とする場合の省エネ適判手数料の算定においての**計算対象床面積は増改築部分の床面積とする。**
全体を対象としてBEI値を算定している場合は、**計算対象床面積は増改築部分の床面積は既存部分も併せた全体の面積とする。**

手数料額計算書（変更申請及び軽微変更証明）

（日本工業規格A列4番）

手数料額計算書（変更申請及び軽微変更証明）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項による申請、第13条第3項による通知、軽微変更該当証明交付申請）

1 申請対象建築物の床面積一覧

	当初の 床面積	床面積の増減	変更後の 床面積の計
全体	m ²	m ²	m ²
非住宅部分（工場等以外）	m ²	m ²	m ²
非住宅部分（工場等）	m ²	m ²	m ²
住宅部分	m ²	m ²	m ²
適用除外部分（開放性のある部分等）	m ²	m ²	m ²

2 手数料額の計算（申請の該当する□にレを記入してください。）

申請の種類			□モデル建物 法による計算	□標準入力法 による計算
□ア 非住宅部分（工場等 以外）のみの建築物	計算対象床面積	m ²	円	円
□イ 非住宅部分（工場等） のみの建築物	計算対象床面積	m ²	円	円
□ウ 複数の用途のある建 築物	（A） 非住宅部分（工 場等以外）の計 算対象床面積の 合計	m ²	① 円	円
	（B） 非住宅部分（工 場等）の計算対 象床面積の合計	m ²	② 円	②´ 円
	（A）＋（B） 計算対象床面積 合計	m ²	①＋② 円	①´＋②´ 円

手数料額の計算 適合性判定変更申請に係る手数料の額は、 合計 円

（注意）

- 1 計算対象床面積は変更後の床面積×1／2＋増減した床面積とする。

軽微変更説明書

(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第一面)

年 月 日

所管行政庁 様

申請者氏名 印

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第 3 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	☐ A 省エネ性能が向上する変更 ☐ B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の抜本的な変更を除く）
(5) 備 考	

(注意) 1. この説明書は完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4)変更の内容において、Aにチェックした場合は第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄
---	----------------

軽微変更説明書

（日本工業規格A列4番）

（第二面）

〔A 省エネ性能が向上する変更〕

・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる

- ☐ ① 建築物の高さもしくは外周長の減少
☐ ② 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少
☐ ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
☐ ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
☐ ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
☐ ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設
☐ その他（ ）

・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

（注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

・変更前のB E I = () ≤ ()	
・変更となる設備の概要	
☐ 空気調和設備	
変更内容記入欄	
☐ 機械換気設備	
変更内容記入欄	
☐ 照明設備	
変更内容記入欄	
☐ 給湯設備	
変更内容記入欄	
☐ 太陽光発電	
変更内容記入欄	
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面 別紙)

次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認 変更内容 □断熱材種類 □断熱材厚み 変更する方位 □全方位 □一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加 変更内容 □ガラス種類 □ブラインドの有無 変更する方位 □全方位 □一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
(ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
平均熱源効率（冷房平均 COP） 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
平均熱源効率（暖房平均 COP） 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

軽微変更説明書

（日本工業規格A列4番）

（第三面 別紙）

〔機械換気設備関係〕

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（い）、（ろ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
（い）送風機の電動機出力について10%を超えない増加		
変更内容	室用途（ ）	□機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ）%
変更内容	室用途（ ）	□機器の仕様変更 □台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ）%
（ろ）計算対象床面積について5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）		
室用途（ 駐車場 ）		
変更前・変更後の床面積		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ）%
室用途（ 厨 房 ）		
変更前・変更後の床面積		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ）%

軽微変更説明書

（日本工業規格 A 列 4 番）

（第三面 別紙）

〔照明設備関係〕

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（い）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

（い） 単位面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加

室用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

室用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

軽微変更説明書

（日本工業規格 A 列 4 番）

（第三面 別紙）

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（い）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
（い） 給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下		
湯の使用用途（ ）		
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減		
変更前・変更後の平均効率		
変更前（ ）	変更後（ ）	減少率（ ） %
湯の使用用途（ ）		
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減		
変更前・変更後の平均効率		
変更前（ ）	変更後（ ）	減少率（ ） %
湯の使用用途（ ）		
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減		
変更前・変更後の平均効率		
変更前（ ）	変更後（ ）	減少率（ ） %

軽微変更説明書

（日本工業規格 A 列 4 番）

（第三面 別紙）

〔太陽光発電関係〕

次に掲げる（い）、（ろ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

（い） 太陽電池アレイのシステム容量について 2 % を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値（ ）

変更後 システム容量の合計値（ ）

変更前・変更後のシステム容量減少率（ ） %

（ろ） パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更

パネル番号（ ）

パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル番号（ ）

パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 （ ）度変更

パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 （ ）度変更

軽微変更該当証明申請書

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

所管行政庁 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名 印
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 1 1 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 平成 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

軽微変更該当証明書

(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定による
軽微変更該当証明書

第
年

月

号
日

建築主様

所管行政庁 鳥取市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日

年 月 日

2. 建築場所

3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

基準適合命令

（日本工業規格 A 列 4 番）

是正命令書

第 号
年 月 日

建築主 様

所管行政庁 印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置を命じます。

記

1. 建築物の位置
2. 命ずる措置
3. 措置の期限

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鳥取市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取市を被告として（訴訟において鳥取市を代表する者は鳥取市長となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

国等に対する要請

(日本工業規格 A 列 4 番)

是正要請書

第
年

月

号
日

国等の機関の長 様

所管行政庁

印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、必要な措置を要請します。

記

1. 建築物の位置

2. 要請する措置

3. 措置の期限

届出に関する指示

(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 2 項の規定による
指示書

第
年

月

号
日

建築主様

所管行政庁印

下記による届出に係る計画は、建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物エネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 2 項の規定により下記のとおり指示します。

記

1. 届出年月日

年 月 日

2. 建築場所

3. 建築物の概要

(理由)

(指示の内容)

(備考)

国等に対する協議

(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 0 条第 3 項の規定による
協議書

第
年

月

号
日

国等の機関の長 様

所管行政庁 印

下記による届出に係る計画は、建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物エネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 0 条第 3 項の規定により下記のとおり協議します。

記

1. 届出年月日 年 月 日

2. 建築場所

3. 建築物の概要

(理由)

(協議の内容)

(備考)

認定しない旨の通知

（日本工業規格A列4番）

不認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

所管行政庁 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（第36条第2項）の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る建築物の位置
4. 理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取市を被告として（訴訟において鳥取市を代表する者は鳥取市長となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第10号（第13条関係）

計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書
（建築士による書類を添付する場合）

（日本工業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了したので報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名 印

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 工事監理報告書等、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づいて工事が行われたことが確認できる書類（検査済証、工事写真等）を添付してください。

様式第 10 号（第 13 条関係）

計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書
(新築等工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 様

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

印

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了したので報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名

5. 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の新築等工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3. 工事監理報告書等、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づいて工事が行われたことが確認できる書類（検査済証、工事完了報告書、工事写真等）を添付してください。

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）
（新築等工事の受注者による書類）

(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物の新築等工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 様

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名 印

下記の建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の新築等工事を完了したので報告します。

1. 建築物の所在地

2. 発注者の氏名

3. 新築等工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

（日本工業規格 A 列 4 番）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

印

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、申し出します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 認定建築主の氏名の欄には、建築を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

認定の取消しの通知

（日本工業規格 A 列 4 番）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定計画実施者（基準適合認定建築物所有者）様

所管行政庁 印

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画（基準適合認定建築物）については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条（第 3 7 条）の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

（※）確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事の氏名

1. 認定計画実施者（基準認定適合建築物所有者）の氏名又は名称
2. 認定計画実施者（基準認定適合建築物所有者）の住所
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定に係る建築物の構造
5. 理由

（※）は法第 3 0 条第 2 項において準用する建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 1 8 条第 3 条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鳥取市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取市を被告として（訴訟において鳥取市を代表する者は鳥取市長となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。